

城陽市障がい者自立支援協議会

第10回 サービス調整検討部会報告書

平成 25 年 11 月 6 日

報告者 部会長 障害者生活支援センターはーもにい内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 25 年 (2013年) 10 月 4 日
場 所	城陽市立福祉センター 2階 和室
出席者	障害福祉サービス提供事業所 (城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、知的障害者デイサービスセンターあつぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ) 南京都病院 療育指導室 相談支援事業所 (TOMO、リーフ、はーもにい)
検討課題	○重度障がいのある障がい者が入院した場合の付き添いについて

【議事録】

1. ケースについて

最重度知的障がい・自閉症の方。独自の言葉で表現し、自分の思いが伝わらない時、声かけが自分のタイミングと合わない時、自分がつけた見通しと違うことが起こる時等、パニックになる。偏食が激しく夜中に空腹を訴え、決まった物を食べなければパニックになる。パニックになれば、大声で泣き、自傷行為をするため、両親は近所の迷惑にならないように、けがをしないようにと食べさせてしまう。

○入院時の課題

病院側はコミュニケーションの支援、環境の変化や治療から不安定になり自傷行為に及ぶことに対して、特別な配慮ができない。両親の付き添いだけでは限界がある。また、付き添える家族がいない場合もある。そこで、本人が慣れた介助者によるフォローが必要になるが、福祉サービスはなく、事業所が無償でフォローするか、有料のサービスを利用することになる。入院が長引けば両親や事業所双方に負担が掛かる。それらを解消するような福祉サービスが必要ではないか。

2. 意見交換

入院時に限ることではなく、自傷行為やパニックなどをどうすれば減らすことができるのか、地域で支えていくために、どう関わっていけばいいのかという本人に対する支援、入院時に慣れた事業所の職員が付き添うなら施設に職員がいなくなるといった課題、事業所の職員が付き添うという有

料の別サービスを作るのか、といったことを分けて話し合う必要がある。

○有料の障害福祉サービスの現状について

京都市には「重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業」がある。利用対象者は、障害程度区分6等、重度訪問介護、行動援護に該当する方、単身世帯又は、これに準ずる世帯。原則として京都市に所在する医療機関への入院に限る。福祉事務所・保健センターに申請し、医療機関からの承諾書も合わせて提出、決定した通知書を京都市保健福祉局に申請する。障害福祉サービス事業所には、居宅介護の家事援助の報酬が支払われるというもの。しかし、利用対象者が決まっていることや申請手続きに時間がかかる等の課題がある。

家政婦を利用する場合は、一日付き添って、およそ14,000円。

宇治市では、レスパイトサービス事業として登録料と1時間450円で対応している。

城陽市では、城陽市社会福祉協議会に1時間1,200円というサービスがあるが、主には高齢者を対象として始まったサービスで、重度障がい者も対象外ではないが、付き添いや見守りが慣れていない職員で対応できるかどうか不安がある。

○本人に対する支援

<制度について>

- ・入院中、本人の安全を一番に考えた場合に、例えば、本人にプロテクターを着けるという方法も要検討。ただし、着ける時点で、はずしていくことを目標にする。両親に拒否はあるが、支援者がどういう目的で行うかなど、きちんと説明し理解を求める必要がある。

今後は、他の事業所を利用しないといけない場合がでてきたときに備えて、どの事業所でも本人が安全に過ごせる方法を考える必要がある。

- ・福祉サービスの制度がないという課題も大きいですが、ケースの支援についてもっと検討しなければならない。
- ・現在、本人が利用している事業所の短期入所は、事業所の利用希望者が多く、3ヶ月に1回しか利用できてない。慣れた施設だけでなく、他事業所の短期入所を利用して本人に対応していける事業所を増やしていくことが必要。
- ・本来、行動援護の対象者であるが、両親は慣れた事業所の利用を希望する。しかし、事業所は行動援護の指定を受けていないため、移動支援として利用している。行動援護の知識や技術をもった事業所の利用を、両親に説明しサービス調整を行う。そして、行動援護においても本人に対応できる事業所を増やしていく。

<本人の状態に対して>

- ・夜中にパニックになった際、近所迷惑にならないように、本人の訴える通りに食べ物を食べさせることが、“訴えれば食べられる”というパターンにはまっている可能性がある。
- ・地域で生活していくために、本人を知ってもらい、理解してもらう必要がある。それは、避けては通れないことである。両親と相談し、地域に理解を求めていくことも進めなければならない。

3. まとめ

今回の課題は、重度障がいのある方が入院した場合に、障害福祉サービス事業所の職員が付き添う場合に、制度を作れないかというものであった。制度を作ることに對しての意見は、利用対象者を限定することでの課題、付き添いの利用料の問題、また介護者の役割と制度の利用に對して、適切な利用ができるのか、有料のサービスがある障害福祉サービス事業所を利用してもいいのではないかの意見があがった。

一方で、本人や両親、またその利用者を抱えた事業所だけに負担が掛からないように、まず、利用者本人に對する支援を検討する必要があるといった意見があがった。そのための調整を、本人や家族に積極的に関わって進めていくことが重要であるという内容となった。

他のケースで、本人が60歳、親が90歳というケースがある。今、障害福祉サービスは利用できても、40年、50年利用せずに生活してきたために、急にサービスを利用しようと思っても受け入れられなくなっている。今回のケースは、30代前半。今のうちに本人の状態に對する支援としての制度の利用、働きかけが必要であるという意見も挙がった。